

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成 13 年 5 月財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第 4 号）第 10 条第 2 項による情報の提供

島根県農業協同組合 令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）実績

① 食品廃棄物等の発生量

（単位：t）

業 種	発生量
すし・弁当・調理パン製造業	445.6
各種食料品製造業	309.9
他に分類されない食料品製造業	172.1
食堂・レストラン（麺類を中心とするものを除く）	0.6
給食事業	8.3
菓子製造業	1.8
結婚式場	0.8
その他の飲食料品小売業（コンビニエンスストアを除く）	0.2
合 計	939.3

② 食品循環資源の再生利用の実施量

（単位：t）

特定肥飼料等の種類	実施量
肥料	95.2
飼料	71.1
油脂及び油脂製品	30.1
合計	196.4